

社会福祉法人 清風会
特別養護老人ホーム光寿園 指定短期入所生活介護、
指定介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清風会が開設する特別養護老人ホーム光寿園（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、要支援、要介護状態にある高齢者等が、家族等の介護者の事情により家庭で介護できない場合、短期間入所させ、日常生活の介助、日常動作訓練、養護、レクリエーション、送迎、入浴、給食等のサービスを提供し、在宅生活の継続を図る。

2 本事業のサービス提供に当たっては、利用者や家族等の介護者の希望を取り入れた、個別の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成し実施する。

3 本事業の運営に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携につとめる。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人清風会 特別養護老人ホーム光寿園
- (2) 所在地 福岡市博多区金の隈三丁目24番55号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種及び職員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、本事業の従事者の管理及び業務の管理を行うとともに、従事者にこの規定を順守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上(嘱託)
医師は、利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、本事業に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、関係市町村、指定居宅介護支援事業者等との連絡調整、利用者や家族等の介護者からの相談、利用者の在宅生活継続の助言、短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上 (常勤換算)
看護職員は、利用者の心身の状況の把握、サービス利用期間中の薬剤の保管、かかりつけの医師又は医療機関との連絡、バイタルサインのチェック、短期入所生活介護及び介護

予防短期入所生活介護利用期間中の健康管理を行う。

(5) 介護職員 31名以上（常勤換算）

介護職員は、食事介助、入浴介助、排泄介助等の日常生活の介護、レクリエーション、簡単な日常生活動作訓練を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が在宅生活を継続するのに必要な、日常生活動作訓練を行う。

(7) 栄養士または管理栄養士 1名以上

利用者の心身の状況に応じた献立をたて、調理委託業者を監督する。

(8) 事務員 1名以上

必要な事務を行う

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第5条 施設の短期入所介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は2名とし、通常の定員（100名）に空床があった場合に限り利用できるものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 送迎
- ② 日常動作訓練
- ③ 食事サービス
- ④ 食事、入浴、排泄等の日常生活の介護
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 養護
- ⑧ 家庭介護上の悩みの相談受付
- ⑨ 利用者の心身の機能の維持向上や在宅生活継続のための介護方法の指導

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(利用料から介護保険給付額を除いた金額を自己負担額とする)

- (1) 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額（重要事項説明書参照）
- (2) 利用者の該当する加算の合計金額の自己負担額（重要事項説明書参照）
- (3) 居住費及び食費に係る自己負担額
- (4) 介護保険の給付対象とならないサービス料

2 居住費・食費

(重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける)

- (1) 利用料として、居住費・食費。
- (2) 「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度段階（第1段階から3段階まで）の軽減措置が適応された場合は、負担限度額証に示す金額を負担する。

3 介護保険の給付対象とならないサービス

- (1) レクリエーション・クラブ活動材料費等の実費
- (2) 日常生活上必要となる諸費用実費（嗜好品を含む）

- (3) 理容料（ヘアカット、ヘアカラー、パーマ、顔そりなど）実費
- (4) 予防接種実費
- (5) 利用者移送に係る費用
- (6) その他利用者が負担することが妥当だと判断されるもの
- (7) 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の本事業の実施地域は、福岡市博多区・東区・中央区・南区、春日市、大野城市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 施設の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、利用者及び家族等の介護者の同意を必要とする。また、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を変更する場合は、利用者及び家族等の介護者と協議する。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用に際して、生活相談員等の面接調査に応じ、必要な範囲内で、利用者の心身の状況、家族等の状況の情報を提供する。
- (3) 利用者は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス利用料金を、サービス終了時に利用料は支払窓口で、本施設が指定する方法により支払う。
- (4) 利用者は、本施設の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 本事業の職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施中または送迎中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡、かかりつけの医療機関、救急医療機関や協力医療機関等への搬送、家族等の介護者へ連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（災害・非常時の対策・業務継続計画の策定）

第11条 施設は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策）

第12条 施設は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の

措置を講ずるものとする。

- 1 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第13条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者を設置する。
- 2 成年後見制度の利用支援を行う。
- 3 施設における虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 4 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 利用者に対する虐待防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 6 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(認知症への対応力向上に向けた取り組みの推進)

第14条 施設は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じ、職員の認知症への対応力の向上に努める。

(その他運営についての留意点)

第15条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附則)

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。 (別表)

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。 (別表)

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 9月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年10月 1日から施行する。 (別表)

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。 (別表削除)